

総合研究
● 教育と法 ●
教育と法
研究会

第84回 生徒の過失による事故と学校の施設管理責任

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校は、校舎をはじめとする学校施設の管理責任を負っているが、生徒の過失により校舎内で怪我をした場合における、学校あるいは設置管理者の責任については、かなり微妙な問題が含まれる。本稿では、滑りやすい廊下で遊んでいた生徒の過失により、他の生徒が重傷を負ったことに対し、加害生徒の責任のほか、学校設置管理者である地方自治体に対し、学校施設の管理責任の不備を認めて国家賠償を認容した事案である、福岡高裁平成25年12月5日判決・平成25年(ネ)527号事件を取り上げ、学校に

おける施設の管理と生徒に対する施設利用に関する指導のあり方とについて考えてみる。

1 事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

被害生徒Xと、加害生徒Y1とは、Y2市が設置管理するA中学校の同級生であった。A中学校の校舎の廊下は、床材としてロンリウムが張られていたが、結露により廊下に水が溜りやすい場所があり、特に雨天の日には、生徒や来校者の中で、歩いていて滑った者や、転倒した

り怪我をしたりした者もいた。このため、A中学校では、本件廊下が滑りやすいので注意すべきこと、本件廊下で走ったりふざけあって遊んだりしないようにすることを、折に触れて生徒たちに指導していたが、生徒の中には濡れた廊下で滑って遊ぶ者が絶たなかった。

Y1は、他の生徒数名と当該廊下で滑って遊んでいた際、近くにいたXと一緒に滑ろうと誘いかけ、Xが自分は滑らないと言ったにもかかわらず、Xの手を引いて一緒に滑り始めたところ、バランスを崩し、Xに抱きついて同体となって転倒した。Xは、この事故により右眼付近を強打し、右眼視束管骨折、外傷性視神経障害となり、右裸眼視力が0.02まで落ちた。

本件は、Xが、Y1、Y2市、およびY1の保護者である祖母Y3を相手取り、治療費および慰謝料等、約5800万円の損害賠償を求めたものである。

第一審である大分地裁平成25年4月18日平成22年(ワ)1075号は、Xが本件事故により約4500万円の損害を負ったと認定したうえで、①Y1については、Xが断ったにもかかわ

らず、無理にXの手を引いて廊下を滑ったことによる過失がある、として、Y1の責任を認めると、一方、②Y2市については、当該廊下が雨天時に滑りやすくなっていたとしても、通常歩行するための安全性が特に欠けていたわけではなく、A中学校では当該廊下でふざけないよう指導が行われていたことからすれば、Y2市に注意義務違反もなかった、として責任を否定し、また、③Y3については、中学生であるY1の学校における行動に対する予見可能性がなかった、として、責任を否定した。これに対して、XおよびY1が控訴し、本件の争点は、事実上、Y2市に学校の施設管理に関する責任があったか否かに絞られることとなった。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

原判決変更（Y2市とY1の連帯責任を認容）。

「本件事故以前から、A中学校の廊下は……結露により滑りやすく、そのため、転倒する生徒がおり、教職員や保護者も転倒しかけた者がおり、生徒のなかには、走っていて滑って止ま

りきれずにガラス窓に衝突し、手首付近を負傷した者や、走っていて転倒し、頭部を打撲した者もいたこと、生徒は本件現場付近の廊下を含む廊下で滑り遊びを行っていたことが認められる。」「本件事故当日は、雨天であり、昼頃は小雨が降っており、湿気があり、廊下の床は水をまいたように濡れていた。」「本件事故当日の状況は教職員も認識しており、職員朝会でも、走らないよう注意することになり、2時間目と3時間目の間の休み時間に、B教諭が、床が滑りやすいので走らないようにと放送で注意した。」

本件廊下は、ロンリウムが張られていたとしても、「多湿な立地条件及び熱的に結露が長時間にわたり発生する造りであることから壁面の結露が床面に溜まるという状況にあり、その状況に適した床材が使用されていないため、滑りやすく危険であると認められる。」「その対策としては、結露の発生を防止するために、建物の断熱性能を強化すること、より防滑性能の高い床材を使用すること（例えば、上記ロンマットME）、水に濡れた状態を保持しないように管理すること、濡れても滑りにくいエンボス状の

シート等を床に張ること、危険箇所を明示すること、床に植木鉢等を設置するなどして滑り遊びをしにくくすることなどが考えられる。」また、関係法令および行政指針（中学校施設整備指針）によっても、「生徒の転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止等のために、柱や壁のコーナーは面取りし、手すりや扉のストッパー等の設置や突起物を少なくしたり、安全性を損なう足掛け部分をなくすなどの工夫を行うとともに、サイン等により注意喚起を行うなど、各における細部に至るまで、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。」「床には滑りやすい材質のものの使用を避けることが重要である。特に、水を使用する部分及び雨等が持ち込まれる部分の内装には、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。」「必要に応じ、結露防止を考慮し最下階の床を断熱化することが望ましい。」とそれぞれ定めている。

「以上の事実を総合すると、本件現場の廊下が中学校生徒の多様な行動を踏まえた転倒防止

対策が施されたものとはいえず、本件現場の廊下は通常有すべき安全性を備えていなかったといわざるを得ない。」

3 問題点の検討・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、冒頭に述べたとおり、校舎内における滑りやすい廊下で、生徒の過失により他の生徒が大怪我をした場合における、学校設置管理者の施設管理の責任が追及されたものであるが、この事件にはやや複雑な事情が加わっている。すなわち、本件事故の直接の加害者であるY1は、祖母であるY3と2人暮らしであり、特に責任保険等にも加入していなかったようであるため、判決において損害賠償を命じられたとしても、賠償金を支払える資力を持っていない。従って、加害者であるY1はもとより、被害者であるXにおいても、Y2に対して施設管理責任を追及しない限り、事実上損害の填補が受けられない状況にあった。このため、本件訴訟においては、Y1は、形式上は本件事故に関する責任はないと主張していたものの、X側か

ら証拠として提出された陳述書においては、かなり早期の段階からXの怪我や損害に対して自己の行動に原因があることを認めており、本件では、加害者Y1と被害者Xとが、事実上一体となつてY2市と対立する、という構造となつていたわけである。

本判決がY2市の施設管理責任を認めた論理構造について見てみると、①本件廊下は特に雨天においては滑りやすく、現に滑つて怪我をした者もいた、②本件廊下がかかる状態にあることを学校は知っていた、③本件廊下の構造上、ロンリウムを張つただけでは安全性は確保されない、④また、本件廊下で生徒が滑つて遊ばないよう、障害物を設置する等の工夫も可能であった、⑤関係法令や行政指針等においても、生徒の状況に応じた施設管理が要求されており、濡れた廊下についての対策も明記されている、としており、要するに、A中学校が生徒に対して口頭で指導し注意を喚起するだけでは、生徒の中には注意を受けたにもかかわらず滑つて遊ぶとするとする者が必ずおり、本件事故のような被害が発生するおそれがあることを、Y2市は予

見可能であった、とするものである。

以上のような本判決の論理構造は、ある意味明快と言えば明快であるが、別の見方をすれば、およそ事故の危険のある施設については口頭で注意するだけでは足りず、当該設備を撤去するか利用を禁止するのではない限り、設置管理者は事実上責任を免れないこととなる。また、A中学校で折に触れて生徒に対して指導していた事実は、Y2市の責任の認定との関係では、本件廊下が滑りやすくなるという状況をA中学校の教職員が知っていたことの補強材料として用いられてしまつており、学校が危険を察知して生徒を指導したことが管理者の責任の所在を補強するという、直感的に疑問が生じかねない判断が行われている。

従って、前述のとおり、本件においては、直接の加害者であるY1に賠償資力が事実上なく、被害者であるXを「救済」するために、Y2市の施設管理責任をいささか強引に認定した、との評価が生じうることはやむを得ない。また、仮に、本件が学校の施設外で、登下校中に発生した事故であつたような場合には、学校

の施設管理責任を追及することは不可能となるため、学校における生徒に対する一般的な安全指導上の義務違反があったか否かが、さらに争われていたであろう。

現在では、学校で発生する事故事件において、生徒が被害者となる場合のみならず、加害者となる事案も急増している。例えば、交通事故においては、自転車で通行中に歩行者に対して怪我をさせる事案のみならず、歩行者である生徒が飛び出し等により事故を誘発し、第三者が被害を受けた場合において、事故の原因を構成した者として責任が追及される事案も考えられる。また、IT技術の発達に伴い、不用意な投稿による名誉毀損や業務妨害、盗撮等の事案が急増していることは、周知のことと思われる。かつ、現在では、このような事故事件において、加害者が「子ども」であることはもはや免責の理由とはならず、かつ、被害金額も通常の生活状況からの予測を大きく超えるものとなっているため（人の死亡や植物状態、企業の信用毀損や業務妨害等の事案では、億単位の賠償金が請求される場合もまれではない。本件で

も、認容された賠償金は4000万円を超えている）、生徒が加害者として責任を追及される事態への対処は、誰であっても備えておくべきものとなっていると言えよう。

このため、現在では、第三者に対する責任を負わされる事態となった場合に備え、賠償金の支払いを加害者に代わって行う、責任保険制度が、徐々に拡大しつつある。ただし、この責任保険制度は、加害者に責任を免れさせるために設計されているわけではなく、むしろ被害者に確実な損害填補を図るためのものとして位置づけられており、従って、加害者側にとっては、状況により保険会社から支払われた賠償金の全部または一部を求償され（専門用語で「保険代位」という）、結果として自己資金で賠償を行ったと同様の結果となる場合も少なくないことに、十分注意すべきである。なお、保険代位が行われるか否かは、個々の事案における保険会社の総合的な判断の結果であるため、常に保険代位が行われるとは限らないが、少なくとも、事故発生後における保険料は従前よりも高騰することが通常であるから、長期にわたって賠償

金を保険会社に支払っていくのと同様の状況は、必ず生ずるものと考えて差し支えない。

なお、以上のような保険制度は、各生徒ないし保護者が個人としての判断で加入するか否かを決めるものであり、法律により責任保険の加入が強制されているのは、自動車の所有者（自動車損害賠償責任保険）、略して「自賠責」とか、原子力産業の事業者（「原子力賠償責任保険」とか、極めて限られたものとなっているのが現状である。従って、加害者となった場合に備えて責任保険に加入することのみならず、賠償資力のない加害者から危害を加えられるおそれに備えて、被害者側も独自に傷害保険等に入しておくべきかは、保険制度を社会全体の中でどのように位置づけ、運用していくべきかという政策的判断が関係する、かなり難しい問題である。また、保険会社のうち圧倒的多数が私企業であることからすれば、学校が関係者に対してどの程度保険制度への加入を推奨するかにしても、特に国公立学校では特定企業に対する優遇も冷遇もできない関係上、対処がやや難しい問題であることも指摘しておきたい。